公立鳥取環境大学環境士の資格認定に関する規程
平成２５年４月１９日
鳥取環境大学規程第２９号

（趣旨）
第１条 この規程は、環境をめぐる諸問題を人と社会と自然との関係から広い視野で多角的、総
合的に理解し、環境と調和した新しい社会経済システムの構築を創造的に取り組むことのでき
る環境マインドを持った人材を育成することを目的として、公立鳥取環境大学（以下「本学」
という。）が実施する公立鳥取環境大学環境士（以下「ＴＵＥＳ環境士」という。）に係る資格
認定制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

 （定義）
第２条 ＴＵＥＳ環境士とは、本学で環境に関する知識を修得し、かつ環境保全や環境に関する
普及活動などの経験を有していると認定された者をいう。

（資格認定基準）
第３条 ＴＵＥＳ環境士の資格認定は、次の各号のすべてに該当することを要する。
（１）公立鳥取環境大学履修規則（以下「履修規則」という。）第２条に定める授業科目のうち、
「環境学概論」、「人間居住論」、「環境と倫理」及び「環境と文明」を履修し、そのすべての
評価が履修規則第９条に定める評価でＡ又はＢの者
（２）ＩＳＯ内部監査員又は鳥取県版環境管理システム（愛称「ＴＥＡＳ」）審査員補として１回
以上従事した者
（３）環境に関する学外活動に本学入学後３回以上参加した者
（４）別表１に掲げる資格等のうちいずれか１つを取得した者

（申請方法）
第４条 ＴＵＥＳ環境士の資格認定を希望する者は、公立鳥取環境大学環境士資格認定申請書（様
式第 1 号）に必要な書類を添付して学長に提出する。

（認定）
第５条 学長は、ＴＵＥＳ環境士として資格認定することが適当であると認めた者に対し、公立
鳥取環境大学環境士認定証（様式第２号）を交付する。

（認定の取消し）
第６条 ＴＵＥＳ環境士として認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長
は当該認定者の認定を取り消すものとする。
（１）本人が資格返上を申し出たとき
（２）虚偽の申請により認定を受けたとき
（３）認定を受けた学生が在学中に法令、規則等に違反したとき
２ 認定の取消し日は、学長が認定の取消しを認めた日とする。

（事務）
第７条 この資格認定に関する事務は、学務課が行う。

（委任）
第８条 この規程に定めるもののほか、ＴＵＥＳ環境士の資格認定に関し必要な事項は、学長が
別に定める。

 附 則
 この規程は、平成２５年４月１９日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３２号）
この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年規程第７号）
１ この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
２ 平成２８年３月３１日以前に入学した者の第３条第４号に規定する別表１は次表を適用す
る。
資 格 名 等
エネルギー管理員 エネルギー管理士 環境計量士
技術士 技術士補 気象予報士
教員免許（中学・高校教諭（理
科）） 公害防止管理者 臭気判定士
浄化槽管理士 東京都公害防止管理者 ３Ｒ検定・低炭素社会検定
環境管理士 環境社会検定（ｅｃｏ検定） グリーンアドバイザー
グリーンセイバー サステナビリティＣＳＲ検定 森林インストラクター
生物分類技能検定４級以上 ビオトープ管理士 物流環境管理士

別表１（第２条関係）

資 格 名 等
エネルギー管理員 エネルギー管理士 環境計量士
技術士補 気象予報士 公害防止管理者
臭気判定士 浄化槽管理士 ３Ｒ検定・低炭素社会検定
環境管理士 環境社会検定（ｅｃｏ検定） グリーンアドバイザー
グリーンセイバー 森林インストラクター 生物分類技能検定４級以上
ビオトープ管理士 物流環境管理士

様式第１号（第４条関係）
公立鳥取環境大学環境士資格認定申請書

年 月 日
公立鳥取環境大学学長 様

 下記のとおり、公立鳥取環境大学環境士資格認定の申請をします。
ふりがな
氏 名
生年月日
住 所
学部・学科名 学部 学科
学生番号
指定科目履修結果 授業科目名 履修結果

ＩＳＯ内部監査
・ＴＥＡＳ審査
従事実績
区 分 従事期間
ＩＳＯ内部監査 年 月 ～ 年 月
ＴＥＡＳ審査 年 月 ～ 年 月
学外活動実績 学年 活動日 活動内容

資格取得状況 資格名 資格取得日

※ 学外活動状況は、その活動がわかる資料の写しを添付
資格の合格通知など資格取得状況がわかる資料の写しを添付

様式第２号（第５条関係）

第 号

公立鳥取環境大学環境士認定証

 氏 名
年 月 日 生

公立鳥取環境大学環境士の資格認定に関
する規程に基づき公立鳥取環境大学環境
士の資格を有することが認められました
ので認定します

 年 月 日

公立鳥取環境大学
学長